

令和元年9月室戸市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年9月25日(水) 午後1時30分～午後2時45分
2. 場 所 室戸市役所2階 第1会議室
3. 出席委員 9名
1番 海老川正文委員
4番 谷村眞一委員
7番 藤岡義博委員
10番 石建加世子委員
3番 島卷賢二委員
5番 尾崎考平委員
8番 阿野田久志委員
6番 西岡豊委員
9番 山崎修委員
4. 欠席委員 2番 川崎一男委員
5. 事務局 局長 中屋 秀志 次長 富士原 夏樹
6. 議 案 第1号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更(農用地区域からの除外)について
第2号議案 農地法第3条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 非農地証明願について
その他の件 ①令和元年度農地利用状況調査(法30条) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について
②農業委員会等に関する法律第53条に基づく意見の提出について

(開会時刻午後1時30分)

議 長 (会長の挨拶)
ただいまから9月定例総会を開会致します。

また、本日は、総会のはじめに産業振興課農林振興班の田村氏による有害鳥獣の交付金について概要説明してもらったこととなりました。
田村氏におかれましては、お忙しい中、農業委員会のためにお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。
田村氏の業務の都合により、1号議案の前に説明させていただきますので、本日は、よろしくお願ひいたします。
それでは事務局より諸般の報告をお願いします。

事務局 はじめに、諸般の報告をいたします。農業委員の出席委員は10名中9名で、室戸市農業委員会総会会議規則より定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日、川崎委員より欠席の旨の通告がありましたので、御報告いたします。推進委員は久保推進委員と植田推進委員から欠席の連絡をいただいております、出席者数は、10名中8名となっております。

なお、本日の議案は、第1号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について

第2号議案 農地法第3条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 非農地証明願について

その他の件 ①令和元年度農地利用状況調査（法30条）荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について
②農業委員会等に関する法律第53条に基づく意見の提出について
③有害鳥獣の被害防止に関する交付金等の概要について（追加）

となっております。先程会長からも説明がありました、総会の始めに 有害鳥獣の交付金の説明を産業振興課の田村氏よりしていただき、説明終了後、第1号議案から順番に進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 それでは10番 石建委員、1番 海老川委員にお願いします。

議長 これより議事に入ります。その他の件 有害鳥獣の被害防止に関する交付金等の概要について議題といたします。この件につきまして産業振興課 田村氏より説明をお願いします。説明の間、休憩いたします。

産業振興課
田 村

有害鳥獣被害対策担当の田村と申します。よろしくお願ひいたします。

(資料の説明)

議 長

ありがとうございました。休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(意見交換)

議 長

それでは、その他何かありませんでしょうか。ご説明、ありがとうございました。

議 長

続きまして、第1号議案 番号1 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について議題といたします。この件につきまして産業振興課 中吉氏より説明をお願いします。説明の間、休憩いたします。

産業振興課
中 吉

第1号議案番号1について説明させていただきます。申請者は さん、場所が 町字 番で、登記地目は田、現況地目は畑、地積は760㎡で今回の申請はその内の20㎡です。現在の利用状況は畑となっています。変更後の用途としましては、携帯電話の無線基地局となっております。土地の選定理由については、携帯電話事業のエリア拡大に伴い、周辺基地局との距離を考慮した位置にあること、また近隣住民の自然環境への影響が少ない場所であることなどから土地所有者から申請がありました。なお、県への事前説明済みであり、農地の土地利用計画上、特に支障のないものと回答いただいております。説明は以上です。

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

3 番
島 卷

第1号議案番号1について説明いたします 町 という場所は川の上流でありまして、国道から9kmくらい県道・市道をいきますと の集落があります。そこの入り口でございまして、申請者の住宅の隣にその場所があり、9月19日午後2時に私と久保推進委員、事務局 富士原次長と3人で現地を確認してきました。

周辺の状況からみて、農用地区域の除外をしても何等問題ないと思います。
以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(な し)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。
農用地区域からの除外についての市への回答について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを承認することに決定致します。

議 長 続きまして第2号議案 番号1 農地法第3条許可申請の件について議題といたします。この件につきまして事務局より説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事務局 第2号議案番号1について説明いたします。申請地は 町字
番で、登記地目は 畑、現況地目 畑となっており、面積は122㎡です。
本申請は さんから さんへの売買に
よる所有権移転の申請です。
以上については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の
全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については調査書のとおりですので調査書に従って説明
させていただきます。

(調査書の内容を説明)

～ 以上で説明を終わります。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

1 番 第2号議案番号1農地法第3条許可申請について説明します。9月13日午前
海老川 9時、小松推進委員と一緒に現地確認に行ってきました。場所は、
を西へ3km程行ったところの 集落を、下へ200m～300m程下がった
ところにあります。詳細につきましては事務局の説明のとおりです。譲受人も
そのお父さんも元気に頑張っておりまして、たくさん田畑を耕作しております。
周辺にも畑もありますので、この申請について周辺農地に影響もないと考えま
すので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。
何かございませんか。

(なし)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。
ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを許可することに決定致します。

議 長 続きまして、第2号議案 番号2 農地法第3条許可申請の件について議題
といたします。それでは、この件につきまして事務局より説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第2号議案番号2について説明いたします。申請地は 町字
番、 番、 番、 番、字 番、 番、
字 番 の計7筆で、登記地目は田及び畑、現況地目も田及び畑とな
っており、面積は合計3,180㎡です。本申請は さんから、
さんへの贈与による所有権移転の申請です。贈与税等につつま
しては、相続時精算課税制度（特別控除額2,500万円）を適用するとのことです。
以上については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の
全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については調査書のとおりですので調査書に従って説明
させていただきます。

(調査書の内容を説明)

～ 以上で説明を終わります。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

4 番 第2号議案番号2農地法第3条許可申請について証言します。9月17日、
谷 村 午後2時30分から ～行き、第4号議案の非農地証明願の現地確認と一緒に
に行きました。中島推進委員と事務局富士原次長と小倉行政書士と申請者の
さんで行きました。場所は の西入り口の上にあります。
す。ほとんど近くに農地が並んでおります。事務局が説明したとおり何の問題
もありません。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。
何かございませんか。

(な し)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。
ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを許可することに決定致します。

議 長 それでは、第3号議案番号1 農地法第5条許可申請の件について議題と
いたします。それでは、この件につきまして事務局より説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第3号議案番号1について説明いたします。申請地は 町字
番 、登記地目 畑、現況地目 田、面積が641㎡で農用地区域外であり
ます。本申請は、 さんから さんへの
太陽光発電施設設置のための売買による権利の移転についての申請です。
以上については、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件
の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については調査書のとおりですので調査書に沿って説明
させていただきます。

(調査書の内容を説明)

～ 以上で説明を終わります。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

3番島 議長に提案します。第3号議案の番号1と番号2につきまして、事由が同じであり、場所も同じ地区で証言も私が行いますので、番号2も続けて、説明していただき、番号1と番号2について一括して現地確認の説明をしたいのですが、よろしいでしょうか。

議長 許可します。事務局より続けて番号2の説明をお願いします。説明の間、休憩いたします。

事務局 第3号議案番号2について説明いたします。申請地は 町字 番、登記地目 畑、現況地目 畑、面積が869㎡で農用地区域外であります。本申請は、 さんから さんへの太陽光発電施設設置のための売買による権利の移転についての申請です。以上については、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、同議案の判断については調査書のとおりですので調査書に沿って説明させていただきます。

(調査書の内容を説明)

～ 以上で説明を終わります。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんに番号1及び番号2の説明をお願いします。

3番島 番号1及び番号2の説明をいたします。まず番号1から説明いたします。申請地は 川の上流で、国道から1.5kmほど県道を行きますと があります。その100m程北側に申請地があります。この隣には現在も太陽光発電施設があり、周辺はニンニクを植えている方が一人おりますが、事務局からの説明にもありました隣地の同意書もあり何等問題はございません。

番号2につきましては、 から200m程北に申請地があり、申請地の周辺につきましては、農地は雑草が生い茂り完全な休耕地です。こちらにつきましても太陽光発電施設の設置については、何等問題はないと考えます。9月19日に久保推進委員、事務局次長、田岡行政書士と私の4人で、現地の確認をいたしました。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの番号1と番号2の証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(なし)

議長 無いようでございますのでお諮りします。第3号議案番号1について、ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よってこれを承認し、県へ進達することに決定致します。

議長 続きまして第3号議案番号2について、お諮りします。ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よってこれを承認し、県へ進達することに決定致します。

議長 続きまして第4号議案 番号1 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして事務局より説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事務局 第4号議案 番号1について説明いたします。申請地は 町字
番 で、面積が641㎡で農用地区域外であり登記地目 畑、現況 山林
となっております。さんの所有地です。非農地となった
時期及び理由ですが、当該地は少なくとも十数年以上山林化した状態が続いており、申請者は平成17年7月、贈与により取得しましたが、耕作することができなかったとのこと。以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

3 番 第4号議案番号1について説明いたします。場所については
島 巻 の北側にあたるところで、第3号議案番号1の申請地と隣接しております。
事由に記載があるよりもっと前の30年以上は耕作されておられませんので、
非農地の要件を満たしていると考えます。9月19日に久保推進委員、事務局
富士原次長、田岡行政書士と私で現地確認をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。
何かございませんか。

(なし)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。非農地の意見に賛成の方の挙手
をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを許可することに決定致します。

議 長 続きます。第4号議案 番号2 非農地証明願の件について議題といたしま
す。この件につきまして事務局より説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第4号議案 番号2について説明いたします。申請地は 町字
番、 字 番 で、面積がそれぞれ62㎡、50㎡で農用地区域
外であり登記地目はそれぞれ田、現況 宅地となっています。
さんの所有地です。非農地となった時期及び理由ですが、 番は昭
和48年9月より駐車場として使用し、平成7年9月に車庫を建て使用してい
るとのことです。また、 番 については、平成7年11月にコンクリ
ートを敷き、駐車場として使用しているとのことで、農地への復旧が困難とな
っているとの事です。説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がご
ございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

4 番 第4号議案番号2、非農地証明願について証言します。9月17日午後2時
谷 村 30分、申請地は 地区の国道を挟んで、山側と海側にあります。山側の方
は車庫を建てて、周りは全部コンクリートで覆われております。海側も近隣
の方の家を建てた横に空いたところがあり、そこにコンクリートを張って車
を置けるようにしており、非農地となっています。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。
何かございませんか。

(な し)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。非農地の意見に賛成の方の挙手
をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを許可することに決定致します。

議 長 続きまして第4号議案 番号3 非農地証明願の件について議題といたしま
す。この件につきまして事務局より説明を願ひます。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第4号議案 番号3について説明いたします。申請地は 町字
番地は議案書のとおりで計8筆、面積が合計1,160㎡で農用地区域外であり
登記地目はそれぞれ畑、現況 宅地となっています。 さん
と さんの所有地です。非農地となった時期及び理由ですが、
議案書を読ませていただきます。(議案書事由説明)、以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がご
ざいました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

3 番 第 4 号議案番号 3 について説明いたします。こちらの申請地も 川の上
島 巻 流にありまして、国道から県道を 2 km あまり上がったところに という集
落があります。その入り口から左側へ市道を 100m くらい入ったところに申
請地があります。申請事由のとおり申請地の 8 筆とも完全に宅地化されてお
り、もともと宅地があった周辺の一部であります。9 月 17 日に久保推進委員、
事務局富士原次長、小倉行政書士と私の 4 人で現地確認いたしました。よろ
しく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。
何かございませんか。

(な し)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。非農地の意見に賛成の方の挙手
をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを許可することに決定致します。

議 長 続きましてその他の件 ①令和元年度農地利用状況調査について議題とい
たします。この件につきまして事務局より説明をお願いします。説明の間、
休憩いたします。

事務局 (説 明)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの事務局の説明について、ご意見、
ご質問はありませんか。何かございませんか。

(な し)

議 長 それでは、今年度につきましても、利用状況調査へ皆様の積極的なご参加・
ご協力をお願いします。

議 長 続きましてその他の件 ②農業委員会等に関する法律第 53 条に基づく意見の提出について議題といたします。この件につきまして事務局より説明をお願いします。説明の間、休憩いたします。

事務局 こちらは、議案書に同封させていただいておりました資料をごらんいただきたいのですが、タイトルが「地域で暮らし稼げる農業の実現に向けて」(素案)というもので、高知県農業会議さんが高知県の農業振興部へ意見を提出するものでして、県内の農業委員会にも意見や承認を求めているものです。この内容でご異議なければ、農業会議さんにこの内容でご承認の連絡をしたいと思います。よろしくをお願いします。事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(な し)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。その他の件②農業委員会等に関する法律第 53 条に基づく意見の提出について、この素案で賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よってこれを承認することに決定致します。

議 長 それでは、その他何かありませんでしょうか。なければ事務局よりその他の事務連絡をお願いします。

事務局 (事務連絡)

議 長 他に何かありませんでしょうか。なければ、総会についてはここで、締めさせていただきます。閉会の挨拶を藤岡副会長よりお願いします。

(藤岡副会長の閉会の挨拶)

(閉会時刻午後 2 時 4 5 分)